

I はじめに

わが国において平成18年5月より食品中に残留する農薬及び動物用医薬品についていわゆるポジティブリスト制度が導入されることに伴い、残留農薬及び動物用医薬品（以下、農薬等）については規制の対象となる物質がこれまでに比べ大幅に増加する。こうした状況において輸入食品における残留農薬・動物用医薬品の検査の効率性を高め、かつ、精度を確保するためには、輸出国における農薬等の規制状況や使用状況を反映した効率的、かつ、効果的な検査体制の確立を図ることが重要である。本調査の目的は、輸入時検査の対象として優先すべき農薬等や品目検討の基礎的データとするため、各国の規制や使用状況に関する情報の調査・検討を行うものである。その第一段階として、本報告では、食品中に残留する農薬・動物用医薬品について各国が定めている最大残留基準（MRL: Maximum Residue Limits）についての調査を行った。

II 各国の残留農薬及び動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）

1. MRLに関する調査

(1) 輸入量の多い農作物・畜水産物について—MRLの調査対象とする国の検討

農薬及び動物用医薬品のMRLを優先的に調査する対象国を検討するために、わが国の食品の輸入量が多い国を調べた。JETRO（日本貿易振興機構）の貿易統計データベース（2004年度）、農水省の海外統計情報（2004年）及び厚生労働省の「輸入食品監視統計（平成16年次版）」を元に、これらの資料において重量ベースで輸入量が年間概ね1万トン以上の農産物・畜水産物（加工食品等を除く）及びその輸出国を抽出した。表II-1で、◎は輸入量等が特に多い国もしくは輸入量の多い品目数が数種以上ある国である。中国、米国は農産物、畜水産物共に輸入量・品目数が多い。アジア各国やオーストラリア、ニュージーランド等は輸入量の多い食品の品目数が概ね多いが、エクアドルのバナナ、コロンビアのコーヒー、モーリタニアのタコ、南アフリカ共和国のグレープフルーツ、インドのエビなど、輸入量の多い食品が、ある特定の品目に限定されている国もある。

本報告書では、これらの国のうち、農薬については野菜、果実、穀物等の輸入量が多い国、また、動物用医薬品については魚介類、食肉類等の輸入量が多い国を優先して、農薬／動薬のMRLを調査した。

輸入量等に関する参考資料：

1)JETRO（日本貿易振興機構）の貿易統計データベース（2004年度）

http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0

2)農水省の海外統計情報（2004年）

<http://www.toukei.maff.go.jp/world/index.html>

3)厚生労働省の「輸入食品監視統計（平成16年次版）」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1b.pdf>

4)(独)農畜産業振興機構海外調査報告書

<https://vegetan.vegenet.jp/ippan/vt-kaigai.htm>

II-1 農薬及び動薬MRLの調査対象とした国(輸入量から)

国名	農薬	主な農産物	動薬	主な畜水産物
中国	◎	タマネギ、トウモロコシ、ソバ、ニンニク、ネギ、ニンジン、しょうが、その他多数	◎	ウナギ、各種魚類、エビ、イカ、その他
韓国	○	パプリカ	◎	マグロ
台湾	○	冷凍野菜(枝豆など)、バナナ	◎	ウナギ、マグロ
タイ	◎	マニオカデンブ、キャッサバ芋、冷凍豆類、香辛料、米	○	イカ、エビ、鶏肉
インドネシア	○	コーヒー	◎	エビ、マグロ
ベトナム	○	冷凍ほうれんそう、コーヒー豆、マニオカデンブ	◎	エビ
フィリピン	◎	バナナ、パイナップル、マンゴー	○	カツオ
米国	◎	小麦、トウモロコシ、大豆、米、、ブロッコリー、グレープフルーツ等柑橘類、アーモンド、その他多数	◎	豚肉、各種魚類、その他
カナダ	○	冷凍野菜・果実、菜種、小麦、大豆	◎	豚肉、牛脂
オーストラリア	○	小麦、大麦、菜種	◎	牛肉
ニュージーランド	◎	トウモロコシ、キウイ、タマネギ、カボチャ	○	牛肉
欧州	○		◎	
ドイツ	○	パレイシヨデンブ		
ノルウェー			◎	サケ・マス、サバ等
デンマーク			◎	豚肉
ロシア			◎	カニ、サケ・マス
ブラジル	○	コーヒー、大豆	◎	鶏肉
チリ	○	オレンジ、ブドウ、レモン	◎	サケ、マスなど、豚肉
メキシコ	○	スイートコーン、アボカド、メロン、カボチャ		
エクアドル	○	バナナ		
南アフリカ共和国	○	グレープフルーツ		
コロンビア	○	コーヒー		
インド			○	エビ
モーリタニア			○	タコ
マーシャル諸島			○	カツオ
トンガ	○	カボチャ		

(2) MRL 情報の調査結果

1) 情報源

各国の食品中の残留農薬及び動物用医薬品に関する MRL については、主に以下の①及び②を中心に調査した。また各国の残留農薬の規制状況については③もあわせて参照した。

- ①残留基準等に関する各国担当機関等の web サイト
- ②厚生労働省が外交ルートを通じて調査依頼した情報（調査訓令）
- ③(独)農畜産業振興機構海外調査報告書

(<https://vegetan.vegenet.jp/ippan/vt-kaigai.htm>)

④その他

MRL に関する情報の入手においては、担当機関の web サイトから随時最新情報が得られる国もあり、一方では MRL が設定されているかどうか現時点で把握できない国もあった。各国の MRL などの規制値については、対象となる物質、品目、規制値等に関する追加・削除・変更などが比較的頻繁に行われることから、常に最新の状況を把握することは容易ではない。今回の調査においても、調査の期間中に大きな更新があった国もあり、また印刷物の資料を入手した時点で既に新しい規制値に更新されていたケースもあった。MRL を収載している web サイトの URL が変更になったり削除されたりする場合もいくつかみられた。こうした状況に対応するためには、印刷物よりできるだけ各国の規制担当機関等の web サイトを参照する方が望ましいが、常に更新された最新情報を web サイトから定常的に提供している国は、現時点では北米、欧州連合及び欧州の一部の国、オセアニア、アジアの一部の国などである。日本が食品を多く輸入しているアジアの国ではこうした web 情報を提供している国はまだ少ない。また、アジアや南米の国などでは、MRL に関する情報が得られる場合でも英語の資料がない場合も多い。

2) 情報の提供形態

web サイトで利用できる MRL 情報の形態としては、主にデータベースと表があった。

- ・データベース（物質や作物等から検索可能なもの）：
 - CODEX 基準、英国（UK/EC 及び CODEX）、ドイツ、フランス、オランダ、ルクセンブルグ、イスラエル
- ・表（物質×作物等の表形式になっているもの）：
 - EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、台湾、タイ、インド、南アフリカ共和国
- ・その他：米国（CFR 連邦規則集の MRL に関する文書が物質ごとに収載）

提供形態に関しては、ユーザーの目的によりどの形が最も使いやすいかは異なる。特定の物質あるいは作物における MRL を知りたい場合はデータベースが便利であるが、物質あるいは作物ごとに広く MRL を比較したいような場合には表の方が利用しやすい。

3) 各国の残留農薬及び動物用医薬品 MRL の入手状況

表 II-2 に、表 1 に示した各国における MRL 情報の入手状況をまとめた。(調) とあるのは、調査訓令により提供された情報である。

II-2 食品中の残留農薬及び動物用医薬品に関するMRL情報の入手状況

国名	農薬	動薬
中国	印刷物(調)、(中国語)	印刷物(調)、(中国語)
韓国	web(韓国語、英語併記)	印刷物(調)、(韓国語)
台湾	web(英語)	web(英語)
タイ	web(タイ語)	web(タイ語)
インドネシア	印刷物(調)、(インドネシア語、英語併記)	印刷物(調)、(英語)
ベトナム	未入手	未入手
フィリピン	CODEX基準等の適用(調)	未入手
米国	web	web
カナダ	web	web
オーストラリア	web	web
NZ	web	web
欧州連合	web	web
ドイツ	web	
ノルウェー		EU基準を適用
デンマーク		EU基準を適用
ロシア		未入手
ブラジル	web(現在削除)	MRLが設定されていない場合はMERCOSUR、CODEX、EU、米FDA等の基準を使用(詳細なMRLは未入手)
チリ	未入手	印刷物(調)、(スペイン語)
メキシコ	CODEX基準等の適用(調)	国際基準に基づいて規制(調)
エクアドル	CODEX基準の適用(調)	
南アフリカ共和国	web、印刷物(調)	web
コロンビア	CODEX基準に沿ったMRLの適用(調)	
インド	web	web
モーリタニア	CODEX基準等の適用(調)	CODEX基準等の適用(調)
トンガ	MRLは設定されていない	

4) 調査結果のまとめ

今回調査した各国の MRL については、次項「各国の MRL に関する概要」に国別に記載した。ここに記載した web 情報の URL については 2005 年 12 月時点でのものである。MRL は更新・改訂されることが多く、中には MRL の更新に伴って 2005 年 12 月に MRL だけでなく URL も変更になっていた例もあった。MRL に関する web 情報は常にフォローしていくことが重要である。したがって、本報告書に記載した URL については今後の変更に対応するために、各国の MRL 提供サイトの URL に関するリンク集を作成し当研究所ホームページから提供した。今後、URL の変更や新たな追加・削除などを定期的にチェックし、随時リンク集を更新予定である。リンク集の URL は以下のとおりである。

・各国の農薬・動物用医薬品の残留基準 (MRL) リンク集 (国立衛研) :

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest/mrl-link.html>

MRL を提供している各国の web サイトの多くに記載されているように、MRL に関する web 情報は一般への情報提供の一環として行われているものであり (国によっては Unofficial と記載されている)、基準値について疑義が生じた時は官報などオリジナル情報を参照する必要がある。

アジア各国では web サイトから MRL が提供されている国は現時点では少ないが、今回調査訓令による情報提供依頼により印刷物の形で MRL がいくつか入手できた。但し印刷物による情報の短所は情報更新のフォローアップの困難さであり、印刷物資料についてはあくまでそれらが作成された時点での情報となる。

2. 各国の MRL の概要

本項では調査した各国の MRL についての概要を示した。MRL に関するリストやデータベースが web で提供されている国については、常に最新の情報にアクセスするためにも web 情報を直接参照することが最良と考えられるため、基本的には URL を示すにとどめた。

(1) コーデックス委員会 (CODEX ALIMENTARIUS)

農薬及び動物用医薬品の残留基準に関しては、表 II-2 にも示したように、CODEX (コーデックス) 基準を適用している国は多い。CODEX 基準は、FAO (国連食糧農業機関) の統計データベース FAOSTAT に掲載されている。FAOSTAT からは農業、水産、林業等に関する各種データベースが提供されている。

<http://faostat.fao.org/faostat/collections?version=ext&hasbulk=0>

残留農薬及び動物用医薬品に関する CODEX 基準のデータベースは、以下のサイトに掲載されている。

1) 残留農薬

http://www.codexalimentarius.net/mrls/pestdes/jsp/pest_q-e.jsp?language=EN&version

=ext&hasbulk=0

それぞれ「農薬」及び「品目」の2つの選択ウィンドウがあり、目的の組合せ（農薬×品目）で検索できる。それぞれ ALL（全農薬または全品目）を選択することも可能なので、例えば「Acephate×全品目」、あるいは「Apple×全農薬」で検索結果を表示することもできる。但し「全農薬×全品目」での検索はできない。

2) 残留動物用医薬品

http://www.codexalimentarius.net/mrls/vetdrugs/jsp/vetd_q-e.jsp

それぞれ「動物用医薬品」、「動物種」及び「部位」の3つの選択ウィンドウがあり、目的の組合せ（動物用医薬品×動物種×部位）で検索できる。「動物種」の選択ウィンドウでは、牛、豚、山羊、羊、馬、鹿、兎、家禽類、鶏、七面鳥、鴨、魚、エビ、サケ、マス、特定しない、「部位」の選択ウィンドウでは、卵、乳、筋肉、腎臓、肝臓、脂肪、脂肪/皮、特定しない、が選択できる。それぞれの選択ウィンドウで ALL を選択することも可能であるが、すべての項目で ALL を選択することはできない。

(2) 米国

1) 残留農薬

食品中の残留農薬については、連邦食品医薬品化粧品法（Federal Food, Drug and Cosmetic Act）に基づき環境保護庁（EPA）が許容量（Tolerance）を設定している。許容量は、米国 CFR（連邦規則集：Code of Federal Regulation）の Title 40（環境保護）Chapter 1, Part 180（Tolerances and Exemptions from Tolerances for Pesticide Chemicals in Food）に記載されている。

http://www.access.gpo.gov/nara/cfr/waisidx_03/40cfr180_03.html

CFR に記載されている食品中の残留農薬についての定義や個々の農薬の許容量などがテキストファイル及び pdf ファイルでダウンロードできる。データベースやリストの形式ではないため、目的とする農薬や作物等の検索はしにくい。

2) 残留動物用医薬品

食品中の残留動物用医薬品については、連邦食品医薬品化粧品法に基づき食品医薬品局（FDA）が許容量（Tolerance）を定めている。許容量は、米国 CFR（連邦規則集）の Title 21（食品及び医薬品）Chapter 1, Part 556（Tolerances for Residues of New Animal Drugs in Food）に記載されている。

http://www.access.gpo.gov/nara/cfr/waisidx_04/21cfr556_04.html

CFR に記載されている食品中の残留動物用医薬品についての定義や個々の動物用医薬品の許容量などがテキストファイル及び pdf ファイルでダウンロードできる。

(3) カナダ

1) 残留農薬

残留農薬については、カナダ保健省（ヘルスカナダ）の Pest Management Regulatory Agency (PMRA) が食品医薬品法（Food and Drugs Act に基づき、基準値を定めている。MRL は PMRA の web サイトから提供されている（提案中の MRL、新しい MRL なども収載されている。）。

<http://www.pmr-arla.gc.ca/english/legis/maxres-e.html>

上記のサイトから以下の MRL の表がダウンロードできる。

MRL の表

http://www.hc-sc.gc.ca/fn-an/alt_formats/hpfb-dgpsa/pdf/legislation/reg_p_b_division15_16_table-titre15_16_tableux_e.pdf

Table II に農薬の MRL、Table III に動物用医薬品の MRL に関する表が収載されている。項目として、一般名、化学名、MRL、対象食品（動物用医薬品の場合は対象動物種及び組織）がある。この表の後半には食品添加物に関する MRL などが収載されている。

動物用医薬品の MRL については、以下のサイトに収載されている表の方がみやすく、また AMRLs も収載されている

2) 残留動物用医薬品

残留動物用医薬品については、カナダ保健省の Veterinary Drugs Directorate (VDD) が食品医薬品法に基づき、基準値を定めている。カナダ保健省の以下の web サイトに、カナダの動物用医薬品に関する MRL 及び AMRL (Administrative Maximum Residue Limits) が収載されている。

http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/vet/mrl-lmr/mrl-lmr_versus_new-nouveau_e.html

このサイトに収載されている Table 1 には、薬剤名、動物種及び組織、MRL（または AMRL）の項目がまとめられている（html ファイル）。

以下のサイトには、上記の html ファイルと同じ表が pdf ファイルで収載されている。

http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/alt_formats/hpfb-dgpsa/pdf/vet/mrl-lmr_versus_new-nouveau_e.pdf

なお、AMRLs は、MRL と基本的に同じであるが、規制の過程が完了するまでの間 AMRL と呼ばれ、完了後 MRL になる。

(4) EU（欧州連合）

1) 残留農薬

EU の Plant Health 部門の web サイトから、pdf ファイル及び Excel ファイル（2004 年 11 月 3 日更新版）が提供されている。（web 版の内容は非公式の使用に限ると記載されており、公式の使用は官報 Official Journal を参照する。）

http://europa.eu.int/comm/food/plant/protection/pesticides/index_en.htm

いずれも表形式になっており、農薬、作物グループ、品目、MRL、検出限界等の項目がある。現在、それぞれの項目の組合せで総数 3 万件以上が収載されている。農薬、作物グループ、品目の各項目ベースでソートした 3 種類の表があり、それぞれ PDF ファイル及び Excel ファイルとしてダウンロードできる。

上記のファイル (pdf 及び Excel) はデータベースではないため、農薬あるいは品目など目的のキーワードからは検索しにくい。後述の英国 PSD から提供されている CODEX 基準のデータベースも利用可能である。

2) 残留動物用医薬品

EU の Pharmaceuticals 部門の web サイト (<http://pharmacos.eudra.org/F2/home.html>) から、Council Regulation no 2377/90 (1990 年 6 月 26 日) の Annex I~IV をまとめたリスト (Unofficial) が提供されている。

2005 年 10 月 12 日更新版 :

http://pharmacos.eudra.org/F2/pharmacos/docs/Doc2005/10_05/an1to4237790.pdf

薬剤名、残留マーカ、動物種、MRL、対象組織の表になっている。

また、MRL が設定されている各薬剤の詳細なサマリーレポートが、欧州医薬品庁 (EMA) の以下のサイトに収載されている。

<http://www.emea.eu.int/index/indexv1.htm>

(5) 英国

残留農薬

英国環境・食糧・農村地域省 (DEFRA : Department for Environment Food and Rural Affairs) の農薬規制に関する担当部署である PSD (The Pesticides Safety Directorate) のホームページ (<http://www.pesticides.gov.uk/>) から、農薬の MRL に関する英国/EC 及びコーデックス基準のデータベースが提供されている。

農薬の MRL データベースサイト <https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/>

1) 英国/EC の MRL データベース

<https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/EC/search.asp>

EU 及び英国 (国レベル) の農薬 MRL が収載されている。農薬の有効成分、作物/品目、品目グループをそれぞれプルダウンメニューから選択し、目的の MRL を検索する。例えば、有効成分として Acephate を選択し、その他は空欄として検索すると、Acephate について MRL が設定されているすべての作物/品目及び MRL が記載された表が出る。各 MRL には、EC の MRL か英国の国レベルの MRL かが付記されている。

各結果の「詳細」をクリックすると品目グループ、施行日、終了日、文書番号等が収載

されたより詳細な画面が出る。

前述の EU から提供されている農薬 MRL に関するファイルは農薬名や作物名等から目的の MRL を検索しにくいので、本データベースを併用すると有用である。

2) コーデックス基準の MRL データベース

<https://secure.pesticides.gov.uk/MRLs/Codex/search.asp>

上記と同様。

(6) ドイツ

残留農薬

EU 域内で農薬に関する規制がまだ完全にはハーモナイズされていないことから、ドイツにおける MRL を提供している。以下の web サイトからデータベースが利用できる。

<http://www.kennzeichnungsrecht.de/english/mrlsearch.htm>

農薬、作物それぞれから検索できる。また、pesticide 欄を空欄のまま検索すると、全体の表が出てくる。

(7) ノルウェー

残留動物用医薬品

食品中の残留動物用医薬品については、ノルウェー食品安全局 (Norwegian Food Safety Authority) が以下の法律をベースに規制している。

Regulation on Maximum Residual Limits for Veterinary Drugs in Foodstuffs of Animal Origin.

この法律 (1996 年 10 月 10 日) の中で、残留動物用医薬品の MRL については EU 規制を適用するとされている。ノルウェーでは例外なしに、EU と同じ MRL を適用している (EU 規制が改定された場合に、数ヶ月のタイムラグはある)。

(8) デンマーク

残留動物用医薬品

食品中の残留動物用医薬品については、Danish Veterinary and Food Administration が以下の法律をベースに規制している。MRL は、EU 基準を適用している。

Danish Order Regarding Use and Control with Veterinary Drugs Based on EU Directives 2001/82, 96/23 and 96/22.

(9) その他の欧州各国の農薬 MRL に関する web サイト

その他の欧州各国で、残留農薬の MRL が web サイトから提供されている国を以下に示す。但し、EU メンバー国においては掲載されている MRL が EU の基準か国レベルの基準かがわかりにくい場合がある。

1) フランス

残留農薬

フランス農水省：残留農薬の MRL データベース（フランス語）。

<http://e-phy.agriculture.gouv.fr/index.htm>

右欄のメニューMENU の LMR をクリックすると MRL のページが出てくる。

農薬、作物から目的の MRL を検索できる。

2) オランダ

残留農薬： 残留農薬の MRL データベース（英語及びオランダ語）

<http://www2.rikilt.dlo.nl/vws/index.html>

農薬、作物から目的の MRL を検索できる。

3) ルクセンブルグ

残留農薬： 残留農薬の MRL データベース（フランス語）

<http://apollo.etat.lu/pls/tapes/tapes2.resmax>

農薬、作物から目的の MRL を検索できる。

4) スイス

残留農薬： 残留農薬 MRL の表：http://www.admin.ch/ch/f/rs/817_021_23/app1.html

(10) ロシア

残留動物用医薬品

調査訓令により、動物性食品中において規制の対象となる物質のリストが得られている。個々の MRL に関する情報は現時点で入手できていない。規制の対象となる物質リストに記載されている物質は以下のとおりである。

A グループ：蛋白同化作用を有する物質及び使用禁止の物質

スチルベン、抗甲状腺剤、ステロイド、 β アドレナリン受容体拮抗薬

B グループ：動物用医薬品及び汚染物質

1. 殺菌剤

抗生物質（テトラサイクリン系、 β ラクタム系、アミノグリコシド系及びスペクチノマイシン、マクロライド系、リンコマイシン系、クロラムフェニコール及びその由来物質、ポリミキシン系、ニューキノロン系）、スルファニルアミド系、ニトロフラン系

2. その他の動物用医薬品

駆虫剤、コクシジウム抑制剤、カルバメート系及びピレスロイド系、鎮静剤、非ステロイド剤及び抗炎症剤、その他の薬理学的効果を有する物質

3. その他の物質及び環境汚染物質

塩素系有機化合物、リン系有機化合物、重金属塩、マイコトキシン、染料
その他の物質

(11) オーストラリア

残留農薬及び動物用医薬品

農薬及び動物用医薬品の残留に関する規制は Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority (APVMA) が行っている。APVMA の web サイトに残留農薬及び動物用医薬品の MRL が掲載されている (<http://www.apvma.gov.au/>)。

残留農薬及び動物用医薬品についての MRL :

http://www.apvma.gov.au/residues/mrl_standard.shtml

食品及び動物飼料中の MRL に関する 5 つの表が掲載されている。食品中の農薬及び動物用医薬品の MRL は Table 1 にまとめられている (2005 年 12 月更新)。この他定義、動物飼料中の残留農薬基準、MRL を必要としない物質などについての表が掲載されている。

(12) ニュージーランド

残留農薬及び動物用医薬品

農薬及び動物用医薬品の残留については、ニュージーランド食品安全局 (NZFSA : New Zealand Food Safety Authority) が Food Act 1981 and MRL standards (under Agricultural Compounds and Veterinary Medicines Act (ACVM) 1997) に基づいて規制している。農薬及び動物用医薬品の MRL は、NZFSA の食品基準 (Food Standards) の web サイトから提供されている。

- ・ NZFSA の食品基準

<http://www.nzfsa.govt.nz/policy-law/legislation/food-standards/index.htm>

残留農薬及び動物用医薬品についての MRL :

- ・ NZ (MRL of Agricultural Compounds) Food Standard 2005 (2) (2005 年 8 月 28 日発効)

<http://www.nzfsa.govt.nz/policy-law/legislation/food-standards/nz-food-standards-2005-mrl-no-2.pdf>

- ・ 改正 No.1 Amendment No. 1 (2005 年 12 月 22 日発効)

<http://www.nzfsa.govt.nz/policy-law/legislation/food-standards/nz-food-standards-2005-mrl-no-2-amdt-1.pdf>

通常は毎年、オリジナルの基準 (Food Standard 2004, Food Standard 2005 など) とその後の改正 (Amendment) が別々に出される。例えば 2005 年 4 月に出された Food Standard 2005 は前年の基準 Food Standard 2004 及び 2004 年の改正分が統合したものであり、その後の改正は Amendment No. 1 として 6 月に出されていた。しかし、さらにその後の Amendment No. 2 に、これまでの Food Standard 2005 の様式ではカバーできない部分 (表の項目数が増加) が含まれていたことから、既に出されていた Food Standard 2005

及び Amendment No. 1 が廃止され、それまでの分を統合した新しい様式の Food Standard 2005 (2)が 8 月に出され、それまでのものと差し替えられた。12 月には Amendment No. 1 が出ている。

こうした MRL 情報の更新について最新の情報をフォローするためには、以下のサイトが有用である。

<http://www.nzfsa.govt.nz/policy-law/legislation/food-standards/index.htm#mrl>

(13) 中国

中国の MRL に関する情報は、以下の資料を参考にした。

①調査訓令資料

- ・農産品農薬残留制限基準集（中華人民共和国農業部農薬検定所編）
- ・中国の農薬・動物薬政策の現状、2005 年 4 月 18 日 西川隆久（在中国日本国大使館）

②西川隆久：中国における残留農薬基準等の食品安全政策の現状，食品衛生研究，55(7)，15-26 (2005)。

残留農薬及び動物用医薬品

中国では、中国農業部、衛生部、国家質量監督検閲検疫総局等が農薬及び動物用医薬品の管理を行っている。

農薬管理条例、国家明令禁止使用的農薬・制限使用農薬リスト（2002 年 6 月農業部広告 199 号）において、使用禁止農薬が定められている。

残留農薬基準（MRL）は中国食品衛生法（1995 年制定）第 9 条に基づき、衛生部及び農業部により定められている。

残留基準値が設定されている農薬数は以下の通りである。

	強制的レベル	勧告的レベル
基準設定農薬数	77	159
基準設定作物・食品	36	26
基準総項目	198	330

（※第 9 条 国务院衛生部門が使用許可しない添加物を含有する食品、国家が定めた許容量を超過した残留農薬を含有する食品について、その生産、取り扱いを禁止する。）

動物用医薬品の規制当局は中国農業部で、獣薬管理条例第 29 条に基づき、「食用動物への使用を禁止する動物薬及びその他の化合物リスト（2002 年 4 月農業部公告第 193 号）」により、使用禁止薬剤が定められている。

残留動物用医薬品の MRL については、獣薬管理条例第 37 条に基づき、「動物性食品獣薬最高残留限量（2002 年 12 月農業部公告第 199 号）」により定められている。

(後注：2002年の版のMRLについては、調査訓令により入手したものを日本語訳しwebにより提供していたが、その後MRLが更新されたため削除。)

(14) 韓国

1) 残留農薬

農薬の残留基準については、韓国食品医薬品庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration) により食品衛生法第7条による食品公典 (食品医薬品安全庁告示) で定められている。KFDAのwebサイトにMRLリストが掲載されていた。

・KFDA ホームページ (英語版) :

http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/eng/english_12.taf

・食品中の農薬の残留基準 (MRL) 2005.7

<http://www.kfda.go.kr/eng/download/KoreanMRLsforPesticides2005.pdf>

韓国語と英語で併記されている。農作物、動物由来食品、チョウセンニンジン (Ginseng)、茶に分けてそれぞれ農薬のMRLが掲載されており、品目でソートしたリストも掲載されている。この他モヤシについての暫定MRLが示されている。

a) 農作物中の農薬 MRL

農薬 370 種類、最終更新日 (施行日) 2005 年 6 月 1 日

b) 動物由来食品中の農薬 MRL

農薬 87 種類、最終更新日 (施行日) 2004 年 10 月 22 日

c) 乾燥チョウセンニンジン (Ginseng) 中の農薬 MRL

農薬 27 種類、最終更新日 (施行日) 2005 年 6 月 1 日

d) 茶中の農薬 MRL

農薬 24 種類、最終更新日 (施行日) 2005 年 6 月 1 日

(後注：URL 及び内容はいずれも 2005 年時点、その後変更)

2) 残留動物用医薬品

動物用医薬品の残留基準については農林部畜産局、食品医薬品安全庁などが担当機関で、食品衛生法第7条による食品公典 (食品医薬品安全庁告示) ; 畜産部加工処理法により定められている。

動物用医薬品のMRLに関するwebサイトは現時点で入手できていないが、調査訓令による情報提供依頼により提供された動物用医薬品のMRL (印刷物) を元に作表した。

最終改定食品医薬品安全庁告示第2004-81号 (2004.10.22)

抗生物質 23 物質、合成抗菌剤 34 物質、成長ホルモン剤 2 物質について各動物種及び組織、乳、卵などごとにMRLが設定されている。

(後注：2004年の版のMRLについては、調査訓令により入手したものを日本語訳しwebにより提供していたが、その後の更新については確認できない。)

(15) 台湾

農薬及び動物用医薬品の残留基準は、食品衛生管理法に基づき台湾行政院衛生署食品衛生処 (Department of Health、DOH) によって規制されている。web サイトから農薬及び動物用医薬品についてのMRLが提供されている。

台湾衛生署：

http://www.doh.gov.tw/EN/Webpage/list.aspx?dept=L&class_no=248&level_no=1&show=show&Lmenu=Lmenu5&Rmenu=

このサイトから Food Sanitation Standards を選択すると、農薬及び動物用医薬品MRLが収載されているサイトになる。

(後注：当該サイトはその後アクセスできなくなっている。)

1) 残留農薬

・ 農作物中の残留農薬 MRL

24. Pesticide Residue Limits in Foods (2005/11/09)

http://www.doh.gov.tw/EN/Webpage/content.aspx?Lmenu=Lmenu5&Rmenu=&class_no=248&now_fod_list_no=6083&array_fod_list_no=248&level_no=2&doc_no=40859&show=show

残留農薬のMRLについては、上記のURLに2005年11月に更新されたMRLが新たに収載され、それ以前のwebサイトは削除された。更新版では、それ以前の基準と比較し約15の農薬が削除され、10以上の農薬が追加されている。

・ 食肉・家禽中の残留農薬 MRL

25. Pesticide Residue Limits in Meat and Poultry Products (2004/09/10)

http://www.doh.gov.tw/EN/Webpage/content.aspx?Lmenu=Lmenu5&Rmenu=&class_no=248&now_fod_list_no=6083&array_fod_list_no=248&level_no=2&doc_no=32313&show=show

2) 残留動物用医薬品

22. Veterinary Drug Residue Limits in Foods (2005/05/12)

<http://www.doh.gov.tw/ufile/Doc/Veterinary%20Drug%20Residue%20Limits%20in%20Foods.htm>

(16) タイ

食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準については、タイ保健省（MOPH）が担当機関である。MOPH の食品医薬品局（FDA）の web サイトから農薬及び動物用医薬品の MRL（タイ語）が提供されている。

また、タイの農薬の規制に関しては、2005 年にジェトロ（JETRO、日本貿易振興機構）から発行された以下の資料に詳しく収載されている。

「タイの農薬使用状況調査」、ジェトロ、2005/6/9 発行
但し、MRL 等については本参考書に収載されている MRL の後 2005 年に改訂されている。

1) 残留農薬

<http://www.fda.moph.go.th/fda-net/html/product/food/ntfmoph/ntf288.pdf>

2005 年 3 月、タイ保健省告示第 288 号により、農薬等の MRL 及び EMRL が定められ、これに伴って 1995 年 5 月に出された保健省告示第 163 号は廃止された。

・保健省告示（第 288 号）2005 年度、告示日 2005 年 1 月 17 日、官報 2005 年 3 月 11 日
改訂された規制では、アセフェート、カルバリル、クロルピリホス、シペルメトリン、ジコホル、ジメトエート、マラチオン、メソミル、オメトエート、プロフェノホス、トリアゾホスの 11 種類の農薬について MRL が設定されている。改正前も同じく 11 種類であったが、農薬の種類が一部異なっている。

また、環境など外的要因で残留した有毒物質（Extraneous Toxic Substance in Food）として、アルドリン及びディルドリン、クロルデン、DDT、エンドリン、ヘプタクロルの 5 種類の物質について、EMRL（Extraneous Maximum Residue Limit）を設定している。改正前はヘプタクロルを除く 4 種類であった。

2) 残留動物用医薬品

<http://www.fda.moph.go.th/fda-net/html/product/food/ntfmoph/ntf231.htm>

2001 年 8 月のタイ保健省告示第 231 号により、動物用医薬品 29 種類について MRL が設定されている。

・保健省告示（第 231 号）2001 年度、告示日 2001 年 7 月 30 日、官報 2001 年 8 月 22 日。

(17) インドネシア

インドネシアの MRL に関する情報は、以下の資料を参考にした。

①調査訓令資料

②（独）農畜産業振興機構の海外調査報告「2004年インドネシア調査報告」

<https://vegetan.vegenet.jp/ippan/vt-kaigai.htm>

残留農薬

インドネシアでは、基本的には CODEX 基準を採用しているが、1996 年の告示（農業省

MOA 及び保健省 MOH) により 218 種類の農薬について国独自の MRL を設定している。

(独) 農畜産業振興機構の資料によれば、この MRL を超える農産物の輸入及び国内販売は禁止されている。また、この MRL 及び CODEX 基準が設定されていない農薬は検出してはならない。

(18) インド

残留農薬及び動物用医薬品

インドでの食品中の残留農薬及び動物用医薬品等の残留基準に関しては、Ministry of Health & Family Welfare が担当機関であり、The Prevention of Food Adulteration Act & Rules で規制されている。

- ・ Ministry of Health & Family Welfare web サイト

<http://www.mohfw.nic.in/pfa.htm>

- ・ The Prevention of Food Adulteration Act & Rules (2004 年 10 月 1 日時点)

上記の資料 (pdf ファイル) の 163~177 ページに農薬の MRL、186~187 ページに魚介類中の抗生物質等の許容濃度 (Tolerance limit) が記載されている。

(19) フィリピン

1) 残留農薬

調査訓令資料によれば、農作物中の残留農薬の MRL については The Fertilizer and Pesticide Authority (FPA、Department of Agriculture の附属機関)が担当している (Raw agricultural crops by virtue of Presidential Decree 1144, created on May 30, 1977)。

食肉中及び加工食品中の残留農薬の MRL については Bureau of Animal Industry, the Department of Agriculture and the Bureau of Food and Drugs, Department of Health が担当機関である。

現時点で FPA は CODEX 基準、ASEAN MRL Harmonization 及びその他の国の MRL を受け入れている。国内登録されている農薬-作物の組合せについて MRL を策定中 (CODEX 及び先進国の規制をベース) であり 2005 年 7 月に完了見込みとされているが、これに関する情報は現時点で入手できていない。

2) 残留動物用医薬品

現時点で入手できていない。

(20) ベトナム

残留農薬及び動物用医薬品

残留農薬、動物用医薬品の MRL 共、現時点で入手できていない。

(21) トンガ

残留農薬

調査訓令資料によれば、トンガにおいて使用が認められている農薬リストはあるが、対象となる作物名は特に記載されていない。また食品中の残留農薬についての基準は設定されていない。

(22) チリ

1) 残留農薬

現時点で入手できていない。

2) 残留動物用医薬品

残留動物用医薬品の MRL については、Ministerio de Salud (Ministry of Health) , 保健省公共厚生政策・促進局環境厚生課食品衛生プログラムの管轄である。

調査訓令による情報提供依頼により資料（スペイン語、1999年8月25日）（印刷物）が提供されている。

(23) ブラジル

1) 残留農薬

農薬の残留規制の担当機関は National Health Surveillance Agency (ANVISA), Ministry of Health (MS)である。

残留農薬の MRL に関して、調査訓令による情報提供依頼により提供された資料に収載されていた web サイトの URL は以下のとおりである。

<http://www.anvisa.gov.br/toxicologia/monografias/monografias.pdf>

2005年8月の時点で、本サイトから MRL 情報（ポルトガル語）が入手できたが、その後本サイトは削除された。

2) 残留動物用医薬品

担当機関は、Ministry of Health (MS)である。調査訓令資料によれば、省庁が MRL を設定しない場合は MERCOSUR・CODEX・EU・米 FDA の定める値を使用するとされている。MRL についての詳細は現時点で入手できていない。

(24) メキシコ

1) 残留農薬

農薬の残留規制についてはいくつかの省庁が関与するが、主管は保健省であり、法律は保健法 (Ley Federal de Salud) である。農薬の MRL は CODEX 基準を適用している（調

査訓令資料から)。

2) 残留動物用医薬品

輸出品についてのみ TIF とよばれる政府直接管理形態肉処理所が国際規定に基づいて規制している (調査訓令資料から)。

(25) コロンビア

残留農薬

農薬の残留規制については、保健省 (Ministry of Health) が担当機関であり、CODEX 基準に沿った残留農薬の MRL を設定している (調査訓令資料から)。

(26) エクアドル

残留農薬

農薬の残留規制については、CODEX 基準を採用している (調査訓令資料から)。

(27) 南アフリカ共和国

1) 残留農薬

農薬の残留規制に関する担当機関は保健省 (Ministry of Health) で、Regulations Governing The Maximum Limits for Pesticide Residues That May Be Present in Foodstuffs に基づいて規制されている。

保健省の web サイトから、残留農薬及び動物用医薬品の MRL を入手できる。

<http://www.doh.gov.za/ministry/index.html>

(メニューから、Document → Legislation-Regulations を選択)

上記にサイトに調査訓令資料 (2002 年改訂版) の後に更新された版 (2005 年 3 月 24 日改訂) の表が掲載されている。

2) 残留動物用医薬品

上記のサイトから、動物用医薬品の MRL の表が入手できる。

(28) モーリタニア

1) 残留農薬

農薬の残留については、地方開発・衛生・環境省が担当機関である。農薬の MRL は CODEX 基準を適用している (調査訓令資料から)。

2) 残留動物用医薬品

動物用医薬品の残留については、地方開発・衛生・環境省、財務省、通商省が担当機関である。動物用医薬品の MRL は CODEX 基準を適用している（調査訓令資料から）。

(29) イスラエル

残留農薬

農業・農村地域開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development）のホームページ（<http://www.moag.gov.il/ppis/english/>）から残留農薬データベースが提供されている。残留農薬データベース

<http://www.moag.gov.il/ppis/english/search/RemainderForm.asp>

農薬及び作物から、目的の MRL を検索できる。

イスラエルからの柑橘類（グレープフルーツ類：スウィーティなど）の輸入量は米国、南アフリカ共和国に次いで多い（総重量ベースでは年間 1 万トン以下であったため、表 1 には記載していない）。上記のデータベースで Crop の項目として Citrus fruits を選択し検索すると、イスラエルの柑橘類に関する残留農薬 MRL を入手できる。

3. 各国の MRL に関する情報を収載した web サイト（リンク集など）

既に記したように、web サイトから提供されている各国の MRL に関する情報は、随時更新され、時には当該 URL が削除されることもある。こうした変更に対応するためには、関連する web サイトのリンク集などを活用するのが有効である。当所のホームページにおいてもリンク集を作成しているが、この他以下のようなサイトがある。

1) ニュージーランド食品安全局（NZFSA）－Pesticide Residue Standards (MRLs)

ページの下の方に各国の MRL サイトの表が掲載されている

MRL listings for NZ registered pesticides on selected crops and National MRL Links

<http://www.nzfsa.govt.nz/plant/subject/horticulture/residues/index.htm>

2) オーストラリア農林水産省－Australian and international maximum residue limits

各国の MRL 関連情報サイトへのリンク

<http://www.affa.gov.au/content/output.cfm?ObjectID=D2C48F86-BA1A-11A1-A2200060B0A05743>

3) 英国 PSD－Information on Agriculture in Other Countries

欧米各国の関連サイトへのリンク集

http://www.pesticides.gov.uk/food_safety.asp?id=1208

4) International Portal on Food Safety, Animal & Plant Health

CODEX などいくつかの国際機関による食品関連情報のポータルサイト。

右欄の Featured topics から MRLs for pesticides や MRLs for veterinary drugs にアクセスできる (表にはなっていない)。

<http://www.ipfsaph.org/En/default.jsp>

5) 国立医薬品衛生研究所－各国の農薬・動物用医薬品の残留基準 (MRL) リンク集
本報告書に収載した各国の MRL サイトなどのリンク集。

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest/mrl-link.html>

まとめ

1. わが国の食品の輸入量に関する資料を元に、輸入量が多い (資料中で年間概ね1万トン以上) 農産物・畜水産物及びその輸出元の国を抽出した。(表 II-1)
2. 輸入量の多い国を中心に、残留農薬及び動物用医薬品の MRL を調査した (主に各国の担当機関を中心に web 情報の検索及び調査訓令資料)。(表 II-2 : 入手状況)
3. MRL が web サイトから提供されている国については URL をリストアップし、国立医薬品食品衛生研究所ホームページにリンク集として収載した。
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest/mrl-link.html>)

III わが国において輸入量が多い食品

各国の農薬モニタリング調査、使用状況等の検討において特に注目すべき品目や原産国を抽出するため、わが国の輸入量が多い品目及び原産国を調べた。情報源として、厚生労働省の「輸入食品監視統計（平成16年次版）」及びJETRO（日本貿易振興機構）の貿易統計データベース（2004年）を参照した。

1. 「輸入食品監視統計（平成16年次版）」（厚生労働省）

厚生労働省の「輸入食品監視統計（平成16年次版）」から、農産食品（品目コード：E）の穀類（E1）、豆類（E2）、野菜（E3）、果実（E4）、種実類（E5）について、品目名、生産国または製造国、届出+計画重量の合計量（トン）を抜粋した。この中から、届出+計画重量の合計量が1万トン以上の「品目/国」を抽出した。

「届出+計画重量の合計量」が100万トンを超えたものは、小麦（米国、カナダ、オーストラリア）、トウモロコシ（米国）、大豆（米国）、菜種（カナダ）であった。

10万トンを超えたものは、上記の他、うるち精米（米国）、大麦（オーストラリア）、ソバ（中国）、大豆（米国の他に、ブラジル、カナダ、中国）、タマネギ（中国）、バナナ（フィリピン、エクアドル）、グレープフルーツ（米国）、パイナップル（フィリピン）、菜種（カナダの他に、オーストラリア）であった。

「届出+計画重量の合計量」が5~10万トン及び1~5万トンのものについても（表III-1）に示した。1万トン以上で、品目ごとに1位のものは、落花生（中国）、ライマ豆（米国）、小豆及び緑豆（中国）、かぼちゃ（ニュージーランド）、パプリカ（韓国）、キャベツ、ごぼう、さといも、しいたけ、しょうが、にんにく、にんじん、ねぎ、はくさい（以上中国）、ブロッコリー（米国）、キウイ（ニュージーランド）、オレンジ、レモン、おうとう（以上米国）、メロン、アボカド（以上メキシコ）、アーモンド（米国）、クリ（中国）、ゴマの種子（ナイジェリア及びタンザニア）、綿実（オーストラリア）、コーヒー豆（ブラジル及びコロンビア）、カカオ豆（ガーナ）などであった。

全体として、中国及び米国からの輸入量が多く、特に中国は野菜、米国は果実及び穀物が多い。

2. 貿易統計データベース（2004年）（JETRO：日本貿易振興機構）

貿易統計データベースは、JETRO（日本貿易振興機構）のホームページに掲載されている以下のサイトを参照した。

http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0

「輸入食品監視統計（平成16年次版）」と貿易統計データベース（2004年）は、品目の名称や分類が若干異なり、直接比較するのが困難なものもあるが、品目/原産国の輸入量の傾向は概ね同じであった。前項の「輸入食品監視統計（平成16年次版）」から抽出した

データは加工食品を対象としなかったため、乾燥果実などは含まれていない（例：米国のレーズン）。また、貿易統計データベースには大豆が含まれていなかった。

特に輸入品目及び輸入量が多い中国及び米国以外の国で、日本の輸入量が多い主な品目は以下のとおりであった。

- ・タイ：マニオカデンプン（タピオカデンプン）、米、キャッサバ芋、ショウガ、枝豆
- ・台湾：枝豆、バナナ、根菜
- ・韓国：トウガラシ属ピメンタ属の実、キャベツ・ブロッコリー等
- ・フィリピン：バナナ、パイナップル
- ・ベトナム：米、コーヒー、マニオカデンプン
- ・インドネシア：コーヒー
- ・トンガ：カボチャ（品目名は、スイートコーン等その他の野菜となっている）
- ・イスラエル：グレープフルーツ
- ・コロンビア：コーヒー
- ・エクアドル：バナナ
- ・メキシコ：メロン、アボカド、スイートコーン
- ・チリ：レモン・ライム、オレンジ、ブドウ
- ・ブラジル：コーヒー、トウモロコシ、グリーンソルガム（こうりゃん、マイロ、カフェイ等）

（大豆はデータベースに含まれていない）

- ・カナダ：小麦、大麦、麦芽、ライ麦、オート、冷凍果実・ナッツ
- ・オーストラリア：小麦、大麦、グリーンソルガム、麦芽、オート
- ・ニュージーランド：スイートコーン、キウイ、タマネギ・シャルロット
- ・ドイツ：ライ麦、バレイショデンプン
- ・オランダ：バレイショデンプン、麦芽、トウガラシ属ピメンタ属の実
- ・南アフリカ共和国：グレープフルーツ、オレンジ

品目別にまとめた表では、トウモロコシ（播種用以外）が総量約 1650 万トン（うち、米国 1570 万トン）、メスリンその他の小麦が総量約 530 万トン（うち、米国 307 万トン）であった。小麦、大麦、オート（カラス麦、エン麦）、麦芽などは、カナダ、オーストラリア、米国からの輸入量が多く、ライ麦はドイツからの輸入量が最も多い。

野菜・果実で輸入量が多いものは、バナナ（総量約 100 万トン、うちフィリピン 87 万トン）、グレープフルーツ（総量約 29 万トン、うち米国 20 万トン）タマネギ（総量約 27 万トン、うち中国 17 万トン）などである。

コーヒー、茶、香辛料では、コーヒーが総量約 40 万トンで、原産国はブラジル、コロンビア、インドネシアが多い。茶（発酵茶、非発酵茶）は中国が圧倒的に多く、ショウガは中国、次いでタイが多い。

3. わが国の輸入量が多い品目と原産国

厚生労働省の「輸入食品監視統計（平成16年次版）」及びJETRO（日本貿易振興機構）の貿易統計データベース（2004年）は、輸入量等の傾向は概ね同じであるものの、収載品目や調査対象品目が一方のみのケースもあった。「輸入食品監視統計」をベースに、「貿易統計データベース」の内容を補足し、わが国の輸入量が多い品目と原産国を、表III-1にまとめた。

一般に、重量ベースで特定の国からの輸入量が多いもの（10万トン以上）は、穀物（米、大麦、小麦、ライ麦、ソバ、トウモロコシなど）、大豆、菜種、バナナ、パイナップル、グレープフルーツである。野菜は種類が多く、それぞれの種類で中国が1位か2位のシェアを占めるケースが多い。しかし、一般に野菜の重量ベースでの輸入量は穀物に比べて少なく、重量ベースだけから見れば米国を筆頭にカナダやオーストラリア等からの穀物の輸入量が多い。

表III-1には、2004年の輸入量が概ね1万トン以上のもののみ掲載したが、農薬の検出状況や使用状況等の調査においては、輸入量1万トン未満のものでも、各品目でシェアが大きいもの（例：チリの生鮮ブドウ、米国の生鮮イチゴ、韓国のトマト、米国のセロリ、ベトナムや中国の冷凍ハウレンソウなど）については着目していく必要があると考えられる。

表III-1 日本の輸入量の多い品目及び輸出国(2004年)

参考資料：厚生労働省「輸入食品監視統計(平成16年次版)」、JETRO貿易統計データベース(2004年)

穀物、加工穀物	主な原産国		
	10万トン以上	5～10万トン	1～5万トン
うるち精米	米国	タイ、オーストラリア、中国	ベトナム
破砕したうるち精米			米国、タイ
もち精米			中国
破砕したもち精米			タイ
大麦(はだか麦を含む)	オーストラリア、カナダ、 米国		
小麦	米国、カナダ、オーストラリア	中国	
ライ麦	ドイツ	カナダ	
そば	中国		
とうもろこし	米国	中国	ブラジル
とうもろこし(GM)	米国		
とうもろこし(GM不分別)	中国		
マニオカでん粉	タイ		
ばれいしょでん粉			ドイツ、オランダ
豆類	主な原産国		
	10万トン以上	5～10万トン	1～5万トン
大豆	米国、ブラジル、カナダ、 中国		
大豆(GM不分別)	米国、ブラジル		オーストラリア
ライマ豆			米国
小豆			中国
緑豆			中国
大粒落花生(脱脂したものを含む)			中国
小粒落花生(脱脂したものを含む)			中国

続き

野菜	主な原産国		
	10万トン以上	5万トン以上	1万トン以上
たまねぎ(生鮮・冷蔵)	中国	米国	ニュージーランド
かぼちゃ(生鮮・冷蔵)		ニュージーランド	メキシコ、トンガ
さといも類(生鮮・冷蔵)		中国	
だいこん類の根(生鮮・冷蔵)		中国	台湾
にんじん(生鮮・冷蔵)		中国	
キャベツ(生鮮・冷蔵)			中国
ブロッコリー(生鮮・冷蔵)		米国	中国
ごぼう(生鮮・冷蔵)			中国、台湾
ねぎ(生鮮・冷蔵)		中国	
はくさい(生鮮・冷蔵)			中国
カッサバ芋			タイ
パプリカ(生鮮・冷蔵)			韓国
枝豆(冷凍)			中国、台湾、タイ
ささげ属・いんげんまめ属の豆(冷凍)			中国
しいたけ(生鮮・冷蔵)			中国
しょうが(生鮮・冷蔵)		中国	タイ
にんにく(生鮮・冷蔵)			中国
果実	主な原産国		
	10万トン以上	5万トン以上	1万トン以上
バナナ(生鮮・冷蔵)	フィリピン、エクアドル		台湾
パイナップル(生鮮・冷蔵)	フィリピン		
グレープフルーツ(生鮮・冷蔵)	米国	南ア	
オレンジ(生鮮・冷蔵)		米国	チリ、南アフリカ共和国
レモン(生鮮・冷蔵)		米国	チリ
キウイ(生鮮・冷蔵)		ニュージーランド	
サクランボ(生鮮・冷蔵)			米国
メロン類(生鮮・冷蔵)			メキシコ、米国
アボガド(生鮮・冷蔵)			メキシコ
ぶどう(乾燥したもの)			米国
ブルーベリー(乾燥したもの)			米国
種実類	主な原産国		
	10万トン以上	5万トン以上	1万トン以上
菜種(GM不分別):生鮮・冷蔵、オイルシード	カナダ、オーストラリア		
菜種:生鮮・冷蔵、オイルシード	オーストラリア		カナダ
綿実(GM不分別):生鮮・冷蔵、オイルシード			オーストラリア
ゴマの種子:生鮮・冷蔵、オイルシード			ナイジェリア、タンザニア、ブルキナ・ファソ
アーモンド:生鮮・冷蔵			米国
くり:生鮮・冷蔵			中国
コーヒー豆:生鮮・冷蔵		ブラジル、コロンビア、インドネシア	エチオピア、グアテマラ、ベトナム
カカオ豆:生鮮・冷蔵			ガーナ
その他	主な輸出国		
	10万トン以上	5万トン以上	1万トン以上
紅茶・部分的発酵茶(除く正味3kg以下の直接包装にしたもの)		中国	
緑茶(非発酵、除く正味3kg以下の直接包装にしたもの)		中国	

まとめ

わが国の輸入量が多い品目/原産国（2004年）について検討した。全体としてわが国の輸入量が量、種類共に多い輸出国としては、米国及び中国が突出している。

重量ベースで個別の国からの輸入量が多い品目（10万トン以上）は、穀物（米、大麦、小麦、ライ麦、ソバ、トウモロコシなど）、大豆、菜種、たまねぎ、バナナ、パイナップル、グレープフルーツなどである。

野菜は、個別の国からの重量ベースでの輸入量は上記の品目に比べて少ないものの、品目の種類が多く、各品目で中国が1位か2位のシェアを占めるケースが多い。しかし、一般に野菜の重量ベースでの輸入量は穀物に比べて少なく、重量ベースだけから見れば米国を筆頭にカナダやオーストラリア等からの穀物（米、小麦、大麦、トウモロコシなど）の輸入量が多い。ライ麦はドイツからの輸入が最も多く、大豆は、米国、ブラジル、カナダ、中国産が多い。

果実は、バナナ（フィリピン、エクアドル）、パイナップル（フィリピン）、グレープフルーツ（米国、南アフリカ共和国）の他、オレンジやレモン（米国、チリ）、キウイ（ニュージーランド）、メロンやアボカド（メキシコ）、ぶどうやおとうもろこし（米国）などの輸入量が多い。